

## 指導医制度に関する規則

### (目的)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、リハビリテーション医学に関する学術の進歩と医療の発展のために貢献することを目的として、日本リハビリテーション医学会指導医制度(以下、本制度という)について定めるものである。

2 本制度は、原則としてリハビリテーション科に常勤勤務し、リハビリテーション科の研修指導を行う能力がある医師を認定するものである。

### (名称)

第2条 前条第2項により認定する医師の名称は、リハビリテーション科指導医(以下、指導医という)と称する。

### (資格認定委員会)

第3条 認定業務を行うため、資格認定委員会を置く。

2 資格認定委員会の委員は、理事長が任命する。

3 資格認定委員会は、指導医を希望する者の資格審査を行う。

4 資格認定委員会の運営に関しては、別に定める。

### (認定)

第4条 指導医は、本医学会の認定したリハビリテーション科専門医であり、第5条の規定を満たした者を本医学会が認定する。

2 指導医の認定基準は、別に定める。

3 認定は、理事長が指導医認定証を交付し、指導医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

### (資格審査)

第5条 指導医の認定基準を満たした者で、別に定める資格審査に合格した者とする。

### (資格更新)

第6条 第4条の規定により認定を受けた者は、別に定める内規にしたがって、5年ごとにその資格を更新するものとする。

### (認定の取消)

第8条 指導医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は資格認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、指導医登録簿の記載を抹消することにより行う。

### (改廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得ることとする。

### 附則

本規則は、平成25年6月12日より施行し、平成26年4月1日より適用する。